

明治二十五年・選挙干渉事件の新資料

——高知県第二区衆議院議員当選無効訴訟事件判決書——

寺崎修

ここに紹介する資料は、明治二十五年二月二十九日高知県第二区衆議院議員選挙会において一旦落選と決定した片岡健吉、林有造の両名が、これを不服として当選人片岡直温、安岡雄吉の両名を相手どり当選無効訴訟を起こし、最終的に勝利をおさめた訴訟事件の下級審ならびに上告審の判決書であり、それは(一)原告人片岡健吉、林有造の両名が敗訴した大阪控訴院判決⁽¹⁾（明治二十五年六月二十二日判決）、(二)原判決破棄、名古屋控訴院への移送を言い渡した大審院判決書（明治二十五年十一月十二日判決）、(三)原告人勝訴の逆転判決を言い渡した名古屋控訴院判決書（明治二十六年四月六日判決）、(四)片岡直温、安岡雄吉の両名の上告を理由なきものとして棄却した大審院判決書⁽³⁾（明治二十六年六月九日）の四通から成り立っている。(二)と(四)は、現在、最高裁判所が保管する判決書原本からの復刻であるが、(一)と(三)は、私がたまたま当時の新聞報道のなかから見い出した記事をもとに復元したものである。したがつて(一)と

(三)は、かならずしも完全なものではないが(なかでも)は、主文以外の部分を欠いた不完全なものである、この事件の下級審判決書原本の行方が不明となつてゐる今日においては、これにかわる資料として大きな意義があるであらう。ここに高知県第二区衆議院議員当選無効訴訟事件判決書として、これら復元した判決書をも含め、事件関係の全ての判決書を一括して紹介する次第である。

なお、これらの判決書をみると、事件の概要、裁判の争点、各裁判所の判断などについて、いくつかの新事実が判明するほか、あらためて論すべき事がやらや問題点も浮上するが、事件ならびに裁判全体についての検討は、いざれ発表を予定している別稿「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察」(仮称)にゆずり、ここではこれらの判決書の紹介のみにとどめたい。

(1) この判決書は、『大阪朝日新聞』明治二十五年六月二十三日付から復元したものである。私が探索した限りでは、判決の全文を登載した新聞報道は、未だ見あたらない。なお、復元に際し、平仮名は片仮名に改めた。

(2) この大審院判決書は、現在、最高裁判所が保管する判決書原本からの復刻である。なお、本判決書は、自由党の『党報』第二五号(明治二十五年十一月)三二頁—三三頁にも掲載されているが、いくつかの誤字脱漏があるほか、原被告、弁護人、判事の氏名等が省略されている。

(3) この判決書は、『新愛知』明治二十六年四月十八日、十九日付からの復元である。なお、復元に際し、平仮名は片仮名に改めた。

(4) この大審院判決書は、現在、最高裁判所が保管する判決書原本からの復刻である。なお、本判決書は『大審院民事判決書』(明治二十六年六月)二五一頁—二六七頁にも登載されているが、いくつかの誤字脱漏があるほか、原被告、弁護人、判事の氏名等が省略されている。

(一) 大阪控訴院判決書

主文

本年第五十四号原告片岡健吉林有造ヨリ被告片岡直温安岡雄吉ニ係ル衆議院議員当選ヲ無効タラシメントノ訴訟検事柿原義則ノ意見ヲ聴キ判決スル左ノ如シ原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告負担スヘシ

(二) 大審院判決書

明治廿五年第五百拾号

判決原本

高知県高知市中島町七拾壹番屋敷士族無職業

上告人 片岡 健吉

同県幡多郡宿毛村土居下七番屋敷士族無職業

同 林 有造

右訴訟代理人 代言人

西原 清東

中島 又五郎

大阪府摂津国東成郡玉造町大字西玉造

千九百九拾六番屋敷寄留士族

被上告人 片岡直温

東京府芝区高輪東町四拾三番地寄留士族

同 安岡雄吉

右訴訟代理人 代言人

柳崎欽吾

福島要三郎

右当事者間ノ衆議院議員當選無効事件ニ付大阪控訴院カ明治廿五年六月廿二日言渡シタル判決ニ対シ上告人ハ全部
破毀ヲ求ムル申立ヲ為シ被告人ハ上告棄却ノ申立ヲ為シタリ

判決主文

大阪控訴院カ本件ニ付言渡シタル判決ヲ破毀シ更ニ弁論及判決ヲ為サシムル為メ名古屋控訴院ニ移送ス

理由

上告第二要点ハ諸木村々長ノ管理ニ係ル投票函ノ錠及鍵カ成規ノ如ク封鎖セラレサリシ事實ハ甲第十八号証ヲ提出
シテ證明シタル者ナルニ原判決ニ之ヲ口頭ニ止ル申立ナリトシテ排斥シタルハ違法ノ裁判ナリト云ニ在リ依テ案ス
ルニ此事項ハ上告人力原法廷ニ於テ攻撃方法中第二段ニ主張シタル所ニシテ原法廷モ亦緊要ト認メタルニ依リ之ニ

対シ説明ヲ與ヘ排斥シタルモノナルヘシ然ルニ訴訟記録ヲ見ルニ現ニ甲第十八号ナル数通ノ証明書アリテ其封緘ヲ施サ、リシコトヲ明記セリ勿論此証拠ノ採否モ亦裁判官ノ権内ニ属スヘシト雖モ漫然之ヲ無視シ単ニ口頭ノ陳述トシテ斥ケタルハ違法ノ裁判ナリトス但此書証ヲ以テ原判決理由第一段甲号証々明書ハ云々トアル中ニ包含セラレタルモノト見得ヘキナラハ瑕瑾ヲ免ルヘシト雖モ是レ上告人カ第一段ノ主張ニ係ル投票数ノ計算不正ノ攻撃ニ対スル排斥理由ニ止マルヲ以テ第二段ノ主張ニ係ル立証ハ之レニ包含セリト見ルニ由ナシ依テ主文ノ如ク判決スヘキモノトス

又既ニ此点ヲ以テ原裁判全部ヲ破毀スル上ハ余ノ上告理由ニ付一々當否ノ説明ヲ要セス

明治廿五年十一月十二日

大審院第二民事部

裁判長判事	名	村	泰	蔵
判事	高	木	勤	
判事	増	戸	武	平
判事	岡	村	為	蔵
判事	谷	沢	春	三
判事	小	杉	直	吉
判事	児	玉	淳	一郎

(三) 名古屋控訴院判決書

高知県高知市中島町七十番屋敷士族無職業

原 告 人 片 岡 健 吉

同県幡多郡宿毛村土居下七番屋敷士族無職業

同 林 有 造

大阪市東区今橋四丁目十六番屋敷士族代言人

右訴訟代理人 山 下 重 威

同市北区桶上町百九十四番屋敷士族代言人

同 西 原 清 東

愛知県名古屋市京町八十七番戸士族代言人

同 福 岡 佑 治 郎

大阪府東成郡玉造町大字西玉造千九百九十六

番屋敷寄留士族会社員

被 告 人 片 岡 直 温

東京市芝区高輪東町四十三番屋敷寄留士族無職業

同 安 岡 雄 吉

大阪組合代言人

右訴訟代理人

柿崎欽吾

高知組合代言人

同

大野清茂

愛知県名古屋市南鍛冶屋町四十三番戸代言人

同

大喜多寅之助

東京新組合代言人

同

高梨哲四郎

右当事者間ノ明治廿五年（子）第二百五号衆議院議員當選無効訴訟事件ニ付当控訴院ハ檢事代永寛立会判決スルコト
左ノ如シ明治廿五年二月廿九日高知県第二区衆議院議員選挙会ニ於ケル被告片岡直温安岡雄吉ノ當選ハ無効ナリト
ス訴訟費用ハ總テ被告兩名ニ於テ負担スヘシ

事実

原告代理人陳述ノ要旨ハ明治廿五年二月廿九日高知県高岡郡役所ニ於テ開会セシ同県第二区衆議院議員ノ選挙ニ關
シテ選挙人ノ總數千七百五十八人内棄権セシモノ百三十三人ニシテ投票セシモノ千六百三十五人ナリ元來本区ハ二
名ヲ選出スル次第ニシテ投票ニハ二名ヲ連記スルヲ以テ其總点数三千二百五十点トナルナリ而テ其投票中原告片岡
健吉ニ投票シタルモノ八百八十三人内無効投票二点別人ト決セラレシモノ一点又林有造カ得点ハ八百七十九点内無

効投票二点別人ト決セラレシモノ一点此他森仙次外二名ノ得票各々一点ヲ除キ其余ハ被告両名カ得タル有効投票ト認ムル時ハ合計千四百八十三点ナリ之ヲ両名ニ配布スレハ被告ノ内一名ハ七百四十二点他ノ一名ハ七百四十点トナルナリ又当院ノ許可セシ証人調ノ結果ニ依レハ原告片岡健吉ノ得点数ハ八百六十六林有造ノ分ハ八百六十二シテ片岡健吉ノ得点中二名ノ参考人ヲ引キ八百六十四点トナリ林有造ノ分ニ付テハ甲第一号証第八款末順林友藏行岡健吉ノ一点ツ、引去リ及ヒ第七款末項岡林万太郎被選挙人ノ全字体読難キニ付両名ニ対シ一点ツ、仮リニ引ケハ片岡健吉ハ八百六十二点林有造ハ八百五十八点ニシテ合計一千七百二十点トナル此点数ニ四点ヲ加ヘ一千六百二十五票(二カ)ノ一倍三千二百五十票ヨリ差引尚ホ甲第一号証第七款二三項及第八款森仙次外二名ノ別人得点合計七点ヲ引去レハ一千五百十九点トナリ之ヲ折半スルトキハ七百六十ト七百五十九トナレリ之レ即チ被告両名ノ得点ナリトス故ニ何レモ原告両名ヨリ少數ナルコト論ヲ待タサルナリ然ルニ選挙会ハ之ニ反シ甲第一号選挙明細書ノ如ク被告片岡直温ノ得点ハ八百五十四被告安岡雄吉ノ得点ハ八百四十四原告片岡健吉ハ七百七十九原告林有造ハ七百七十三点トナシタリ個ハ選挙長及選挙委員等カ不正ノ行為ヲ以テ点数ヲ相違セシメタルモノト思考ス又甲第一号証ハ証人池正俗鍵本利太郎カ郡役所ニ就キ写取りタル選挙明細書ナルモ投票者ノ数ハ千六百二十五人トアルヲ以テ此連記投票数ハ三千二百五十票ナルヘキニ各人ノ得票ト無効投票トヲ合スレハ三千二百六十点トナリテ十点ノ差アリ素ヨリ計算上故造アリシカ為メ事茲ニ及ヒタルヤ知ルヘキノミ之レニ反シ甲第三号乃至甲第六十一号ノ証明書ハ投票紛失以前選挙長等ニ対シ甲第二号証ノ告発ヲ為サントセシ際投票中偽造若ハ変造アランコトヲ慮リ証明者ヨリ受領セシモノナレハ今ヤ同書並ニ証人ノ証言ニ依リ得票点数ヲ定ムルノ外他ニ途ナキモノトス又被告派ニ属スル選挙長等ノ不当行為アルコトヲ論及セシニ元来吾川郡ニ於テ五箇投票所アリシヲ謂レナク数村ヲ併セテ一投票所ノ区域トシ大ニ選挙人

ニ不便ヲ來タシタルコト諸木村々長新貝武雄ハ投票函ノ錠及鍵ニ封緘ヲ為サス選挙会場ヘ私カニ運搬セシコト選挙長ハ参列者ニ入場ノ時刻ヲ約束シナカラ該時刻ニ先チ被告派ノ参列者ヲ入場セシメタルコト投票保存ノ不完全ナルコト殊ニ投票紛失ノアリタルコト等実ニ言フニ堪ヘサルモノニシテ結局被告ハ選挙長等ノ不正手段ニ依リ県知事ヨリ当選状ヲ受領セシ次第ナレハ之レヲ以テ決シテ有効ナリト云フヲ得スト云ヒ被告代理人答弁ノ要旨ハ高知県高岡郡役所ヨリ取寄セタル選挙明細書及乙第一号証ノ如ク被告ハ同県第二区選挙会ニ於テ多数ノ投票ヲ得テ当選者トナリ明治廿五年三月十六日高知県知事ヨリ当選状ヲ得タルモノナレハ正当ノ当選者タルコト論ヲ待タサルナリ且ツ原告提供スル証明書ノ如キハ高知県下ニ於ケル衆議院議員選挙ノ際自由派国民派力競争ノ相互ニ敵視スルノ當時ニ在ツテ成立セシモノナレハ素ヨリ原告ノ強迫手段ニ出タルヤモ計リ難ク又当院ノ命シタル証人訊問ノ如キモ乙第二号証ノ如ク証人中任意ノ陳述ヲ為サス又ハ乙第三号証ノ通り証人中原告涙ノ強迫スル所トナレリ殊ニ証人刈谷治太郎稲本常次真鍋伊之助窪田恵助小島清右衛門小島嘉六ノ証言ハ曖昧ニシテ原告ヲ投票セシヤ否判然タラス又証人トシテ土居用作ナルモノヲ呼出シナカラ反テ土居用作ナルモノヲ訊問セシハ不法ナリ要スルニ証明書並ニ証人ノ証言ハ何レモ事後ノ成立ニシテ信スルニ足ラサルハ該証拠ニ依リ選挙明細書ヲ抹殺スルノ力ナシトス甲第一号証ハ選挙会ノ翌日池正俗等ニ閲覧セシメタルモノニ相違ナキモ全ク郡書記ノ誤記ニ係ルモノニ過キシテ同号証ハ正確ナラサルヲ以テ既ニ乙第一号証ノ通り訂正シアル以上ハ之ヲ以テ被告ノ当選ヲ無効ナリト云フヲ得ス又原告ハ選挙長等ニ非行アル如ク主張スルモ数村ヲ合併シテ一ノ投票所区域ト為セシ如キハ取締上止ムヲ得サル処分ナリ選挙長等ニ於テ投票函運搬ニ関シ不正アリタリトノ証拠ナキノミク又投票紛失ノ点ニ至リテハ素ヨリ被告ノ干知セサル次第ナリ左スレハ選挙長等ニ於テ非行アリトノ証拠ナキノミ

ナラス更ニ不正手段ニ依リ被告カ選挙明細書ノ如キ投票点数ヲ得タリトノ証拠ナケレハ原告ノ請求ハ不当ナルニ付速ニ退斥アリタシト云フニ在リ

理由

被告ニ於テ乙第一号証及高岡郡役所ヨリ取寄相成タル選挙明細書ノ如ク其当選ハ有効ナリト主張スレトモ明治廿五年二月廿九日高知県第二区衆議院議員選挙会結了ノ際参列人中ニ於テ当日開票ノ手続及ヒ投票ノ数ニ付疑団ヲ生シ投票ノ閲覧ヲ乞フモ郡長カ之ヲ聴許セサリシコトト該選挙ニ関シ争論アリシコトハ掩フヘカラサル事実ナリ而シテ該会ノ翌日ニ於テ郡役所カ選挙明細書ナリトシテ池正俗等ニ閲覧セシメタル際同人等カ之ヲ写取りタルハ即チ甲第一号証ナルコトハ当事者ノ陳述ト大阪控訴院ニ於テナシタル証人中摩速衛青木直固ノ証言トニ依リ明カナリ左スレハ此甲第一号証ト乙第一号証及ヒ郡役所ヨリ取寄ノ選挙明細書ハ符号スヘキハ当然ナルニ被選挙人ノ得票及ヒ合計上ノ数ニ違算アルヲ以テ之ヲ推考スレハ該選挙明細書ハ太夕疑団ヲ免レサル所ナリ然ルニ被告ハ此甲第一号証ニ差違フル所似ハ選挙明細書ノ原稿中違算等ノ箇所ニ付箋ヲ以テ訂正シタルニ淨書人力其付箋ノ訂正ニ因ラス原稿ニ因リタルカ為メナルコトハ郡長等ノ証言ニ依リ明カナリト云フモ元来郡役所カ之ヲ閲覧セシメタルハ疑団者ヲシテ其疑団ヲ霽サシメンカ為メニ出シタルモノナレハ今ヤ被告陳述ノ如キ錯誤ヲ生セサル様注意スヘキ場合ナルニ却テトヲ推知スルニ足レリ旁該書ノミニ因リ被告ノ当選ヲ有効トルヲ得サルナリ故ニ之ヲ確実ナラシメンニハ必スヤ当日ノ投票ニ比照セサルヘカラス而シテ該投票カ明治廿五年三月九日ヨリ同月十一日迄ノ間ニアリテ紛失シタリシ

コトハ高岡郡長中摩速衛ヨリ大阪控訴院民事第二部長ニ宛テタル明治廿五年四月十三日付ノ回答書ニ依リ明カナリ抑明治廿二年法律第二号衆議院議員選挙法第五十五条ニ（投票ハ六十日間郡役所又ハ市役所若ハ区役所ニ保存シ云々）トアリ又其第五十六条ニ（選挙ニ関リ訴訟又ハ告訴告発アルトキハ云々裁判確定ニ至ルマテ其投票ヲ保存スヘシ）トアルハ所謂前説明ノ如ク選挙明細書ニ疑団アル場合ニ於テ其投票ニ比照スルノ必要アルニ外ナラサルモノトス然リ而シテ原告ニ於テ提出スル甲第三号乃至第六十一号証ハ明治廿五年三月十四日岡崎賢次外五名ニ於テ中摩速衛外五名ニ対シ甲第二号証ノ如キ告発ヲ為スニ方リ其以前即チ未タ郡役所ニ於テ投票紛失セサル場合ニ各人ヨリ投票ノ実数ヲ比照スルカ為メ証明ヲ得シモノニ係レハ此証明ハ紛失ノコトヲ予想シタルモノニアラサルヲ以テ太タ信ヲ置クヘキモノナリ殊ニ当院ニ於テ受托裁判所ヲシテ訊問セシメタル証人中被告ノ異論アル部分ノ七名及ヒ参考人ヲ除キ其他ノ証言ニ拠リ該選挙ノ投票数ヲ算スルニ原告林有造ノ得点数ハ八百五十一点原告片岡健吉ハ八百五十七点トナルナリ但シ該選挙区内選挙資格者ハ総数千七百五十八人ナリシコトハ双方間ニ異議ナキ所ナリト雖トモ投票者ノ数ニ至ツテ甲乙両号証共異別アルニ付今ヤ甲乙各一号証ニ比照シ以テ被告各自ノ得点数ヲ示サンニ第一甲第一号証ノ棄権者ハ百三十三人ニシテ投票者千六百二十五人ナリ而シテ本区ニ於テハ二名ノ被選挙人ナリシヲ以テ其数ヲ一倍スレハ三千二百五十点トナリ此總点数ヨリ原告二名ノ得点数千七百八点ヲ控除シ残点数千五百四十二点ハ被告両名ノ得点数ト仮定シ被告中ノ得点数カ若干ナリシヤヲ証明セサル限りハ前残点数ヲ被告両名ニ折半シテ計算セサルヲ得ス依テ之ヲ二分セハ何レモ七百七十一点トナルヲ以テ原告林有造ノ点数ニ比照シ八十六点ノ少数ナリトス第二乙第一号証ノ棄権者ハ百二十六人ニシテ投票者千六百三十二人トアルヲ以テ其数ヲ二倍セハ三千二百六十四トナリ此總点数ヨリ原告二名ノ得点数千七百八点ヲ控除シ残点数千五百五十六点ハ被告両名ノ得点数

ト仮定シ之ヲ二分セハ何レモ七百七十八点トナルヲ以テ原告林有造ノ点数ニ比照シ七十三点又片岡健吉ノ点数ニ比照シ七十九点ノ少数ナリトス左スレハ原告得点数以外ノ点数ハ被告ノ得点数ト仮定スルモ既ニ如此少数タリ況ンヤ断然被告ノ得点数ト見做ス可カラサル部分即チ乙第一号証第八款ニ被選挙人中森仙次尾平喜寿安田幸正林友藏行岡健吉トアルハ被告ノ得点数ニ算入スルヲ得ス又被告ノ異存アル為メ除キタル証人刈谷治五郎外六名及二名ノ参考人ハ被告両名ヲ投票セサルコト明瞭ナレハ此部分ノ点数十三点ヲ被告両名ノ得点数中ヨリ控除セハ第一ノ場合ニ於テハ被告各自ノ点数ハ七百五十八点第二ノ場合ニ於テハ七百六十五点トナリ原告得点数ヨリ少数タルコト論ヲ待タサルニ於ケルヲヤ夫レ如斯被告ノ得点数ニシテ少数ナルニ拘ハラス当選スヘキ謂レナキヲ以テ本訴被告両名ノ当選ハ無効ナルヤ勿論ナリトス

既ニ此論点ニ付主文ノ如ク判決スル限りハ其他論点ニ付必要ナキヲ以テ説明ヲ付セス又乙第二三号証ハ何レモ土陽新聞ノ記事ニ止リ宣誓ノ上為シタル証言ヲ不当ナリスルノ材料トナスヲ得ス

明治廿六年四月六日

名古屋控訴院民事部

裁判長判事 音 羽 安 成

判事 鴻 巢 盛 雄

判事 伊 藤 種 基

判事 小 川 鉄 吉

判事 機 部 醇

(四) 大審院判決書

大阪府東成郡玉造町大字西玉造千九百九十六

番屋敷寄留士族会社員

上告人 片岡直温

高知県幡多郡中村ノ内中村八十九番屋敷住
士族無職業

同 安岡雄吉

右訴訟代理人弁護士

高梨哲四郎

柿崎欽吾

大野清茂

高知県高知市中島町七十一番屋敷士族無職業

被 告 人 片岡健吉

同県幡多郡宿毛村土居下七番屋敷士族無職業

同 林有造

右当事者間ノ衆議院議員当選無効訴訟事件ニ付名古屋控訴院カ明治廿六年四月六日言渡シタル判決ニ対シ上告人ハ

全部破毀ヲ求ムル申立ヲ為シタリ立会検事川口亨一ハ意見ヲ陳述シタリ

判決主文

本件ノ上告ハ之ヲ棄却ス

理由

上告第一点ハ原院ハ郡役所ヨリ取寄セラレタル選挙明細書及ヒ乙第一号証ハ信ヲ措クニ足ラサルモノトシテ全然之ヲ排斥セラレナカラ当事者双方ノ得点数中孰レカ多数ナルヤヲ算出セントスルニ当テ投票者ノ数ヲ乙第一号証ニ採レリ是レ一旦排斥シタル証拠ヲ后又之ヲ採用シタルモノニテ採証法ニ背クト云ニアリ然レトモ原裁判ニ於テ当事者双方ノ得点孰レカ多数ナルヤヲ算出スルニ当リ乙第一号証ヲモ掲出シタル所以ハ第一甲第一号証ニ記載セル投票者ノ数ヲ標準トスルトキハ被上告人ノ得点何レモ八十点以上ノ多数トナルノミナラス猶ホ乙第一号証ノ記スル所ヲ第二標準トシテ計算スルモ七十点以上ノ多数トナリ上告人ハ何レノ点ヨリスルモ當選スヘキ理由ナキコトヲ示サン材料ニ為シタルモノナレハ決テ一度上告人ノ不利益ニ排斥シタルモノヲ再ヒ被上告人利益ニ採用シタル如キ不条理ノモノニ非ス故ニ上告ハ其理由ナキモノトス

同第二点ハ原院カ始メニ乙第一号証ヲ排斥シタルハ棄権者ノ数百廿六人ニシテ投票者ノ總數千六百三十二人トアルモ共ニ信ヲ措クニ足ラストシタルナリ然ルニ後又之ヲ採用シタルハ何ソヤ特ニ此部分ニ限り信用スルニ足ルモノトセハ何故其事由ヲ分明ニセサル之レ裁判ニ理由ヲ付サセルモノナリト云ニアレトモ原裁判ノ不法ナラサルコト前項

説明ニ依リ了解スヘキヲ以テ別ニ説明セス

同第三点ハ原院カ棄権者ノ数及ヒ投票者総数ノ標準ヲ甲第一号証ニ採リタルハ何故ソヤ若シ被上告人力主張スル処ニ依リ選挙明細書ト認メラレタリトセハ何故ニ其説明ヲ與ヘサル若シ甲第一号証ノ棄権者ノ数及ヒ投票者ノ数ニ付被上告人ノ主張ヲ容レテ故ラニ真実ナリト認メラレタリトセハ又何故ニ其説明ヲ與ヘサル唐突甲第一号ヲ籍リ来リテ投票者ノ数ヲ定メラレタルハ採証法ニ背戾シ且裁判ニ理由ヲ付セサルモノナリト云ニアリ然レトモ原裁判ニ於テ甲第一号証ハ選挙会ノ翌日郡役所カ池正俗等ニ対シ選挙明細書ナリトシテ閲覧セシメタル際之ヲ写取タルモノニ係リ而シテ之ヲ閲覧セシメタルハ元來疑團者ヲシテ疑團ヲ霽サシメン為メナシタルモノナレハ上告者弁解ノ如キ間違アルヘキ筈ナキ旨説明シアレハ該証ニ記載セル棄権者及ヒ投票者ノ数ヲ真実ト認メタル事ニ付其所以ノ説明ナシト云フヘキモノニ非ス仍テ右申立ハ上告ノ理由トスルニ足ラストス

同第四点ハ乙第一号ト甲第一号証トハ両立スルコトヲ得ス乙第一号証ニシテ選挙明細書ト同一ノ効力ヲ有スルモノトセンカ甲第一号証ハ選挙明細書ニ非ス又甲第一号証ヲ以テ選挙明細書トセンカ乙第一号証ハ選挙明細書ト同一ノ効力ヲ有セス故ニ原院ハ此二者ニ付孰レカ真ナルヤヲ定メ然ル後其真ナルモノニ依リテ棄権者ノ数ト投票者ノ数トヲ掲ケサルヘカラサルニ事茲ニ出テス甲乙各一号証ニ依リ互ニ相容レサル棄権者ノ数ト投票者ノ数トヲ掲出シタルハ争点ヲ判決セス又取捨スヘキ証拠ヲ取捨セサルモノト謂ツ可シト云ニアリ然レトモ原院カ甲乙両号証ニ関スル取捨ノ理由ハ前第一項及第三項ニ説明セシ通リナレハ素ヨリ氷炭相容レサル証拠ヲ併用シタル如キノ不条理アルモノニアラス仍テ本上告モ其理由ナキモノトス

同第五点ハ上告人ハ選挙明細書ノミニ依リ当選ヲ正当ナリト論シタルニアラス公会セル而モ千古不磨ノ選挙会ニ依

リテ之ヲ論シタリ選挙明細書ハ選挙会ヲ表明スルモノニ相違ナシト雖モ其不実誤謬ハ以テ直ニ選挙会ヲ打破スルニ足ラサルヘク又必スシモ選挙会ノ不正ナルコトヲ表明スルモノニアラス故ニ選挙明細書ノ不実誤謬ヨリシテ選挙会ヲ抗擊セント欲セハ其閥聯スル処ヲ明ニセサルヘカラス原院ハ此論点ヲ無視シ上告人ハ單ニ選挙明細書ニ依リ当選ノ至当ナルコトヲ論シ居ルモノ、如クセラレタルハ緊要ノ争点ヲ判セサルモノナリト云ニアリ然レトモ選挙明細書ハ選挙会ノ事実ヲ表明スルモノニ付該書ニ記載スル事項中不確実ニシテ疑団ヲ免レサル部分アル以上ハ選挙会ニ於ケル實際ニモ其事項ニ信ヲ措キ難キコト勿論ナレハ原裁判ハ選挙明細書ノ不確実ヲ斥クルト同時ニ選挙会ノ該点ニ関スル部分ヲモ斥ケタル理合ニ付争点ヲ判セサル裁判ト云ヲ得サルモノトス

同第六点ハ投票ハ形式的ニシテ投票人ノ意思ニ拘束セラル、モノニアラス投票ノ有効無効ハ一二投票其者ニ依ルモノナルコト原院於テ認メラレタル林友造行岡健吉等記載シタル投票ノ投票人ノ意思明瞭ナルニ拘ハラス当事者双方ノ得点数ニ加算スルヲ得サルト同一理合ナリ原院カ投票紛失ノ選挙長選挙委員若クハ上告人等ノ手ニ出テタルヤ否ヤヲ明ニセスシテ事后ニ於ケル投票人ノ証明等ヲ以テ投票ニ代ルノ効力アルモノトシタルハ投票ノ効力形式的ナルコトヲ審究セサルノ致ス所ニシテ法則ヲ不当ニ適用シタルモノナリト云ニアリ然レトモ裁判上得点数ヲ断定スルハ必ス現在ノ投票其物ノミニ依ル可シトノ制限アルニアラス而シテ上告人ハ原院審理中証人ノ証言ハ証拠トナラスト汎言シタルノミニテ其為シタル投票ハ形式上欠点在テ無効ノモノナリトノ論述ヲモ為シタルコトナケレハ原院カ証言ヲ採用シテ正当ノ投票アリタリトノ事実判断ヲ為シタルハ毫モ不法ニ非サルヲ以テ本上告モ理由ナキモノトス同第七点ハ原院認定ハ選挙長及選挙委員等カ当事者双方ノ得点数ヲ増減変更シ被上告人ノ得点数ヲ減シテ上告人ノ得点数ニ加ヘ故ラニ上告人ノ得点数ヲ多数ナリト決定シタリトノ被上告人ノ論旨ヲ採用シタルニ外ナラスシテ選挙

長及選挙委員等ハ明ニ刑法第二百三十五条及同法第二百三十六条ニ触ル、モノナリ然シ選挙長選挙委員等於テ未タ曾テ刑法ノ制裁ヲ受ケタルコトナキニ拘ハラス单ニ事后ニ於ケル投票人ノ証明等ヲ以テ暗ニ選挙会ヲ打破シ併テ選挙長等ニ此犯罪行為アルコトヲ断定スルノ具ニ供セラレタルハ採証法ニ背戾シタルモノナリト云ニアリ然レトモ原裁判ハ選挙長等ヲ以テ刑法ニ関スル所為アルモノト認メタルニ非スシテ誤謬ノ点検ヲ為シタリト認メタルコト當時郡役所ノ錯雜ヤ知ルヘシトアルニテ知リ得ヘケレハ本論告ハ原判旨ヲ誤解シタルニ出ルモノニテ上告ノ価値ナキモノトス

同第八点ハ原院ハ「乙第一号証第八款ニ被選挙人中森仙次平尾喜寿安田孝正林友藏行岡健吉トアルハ被告ノ得点数ニ算入スルヲ得ス」ト論セラレタリ之レ又排斥シタル乙第一号証ヲ再ヒ採用シタルモノニテ不法ナリト云ニアレトモ結局前第一点ト同一ニ帰スヘキヲ以テ別ニ説明セス

同第九点ハ乙第二三号証ハ漠然タル新聞ノ記事ト異リテ自由派ノ機関新聞ニ掲載スル所ナルヲ以テ情況証拠タルノ効力アルヤ勿論ナルニ情況証拠ハ宣誓ノ上ナシタル証言ニ対抗スルヲ得ストセラレタルハ証拠法ニ背キ不当ニ法則ヲ適用シタルモノナリ若シ情況証拠ヲ以テ宣誓ノ上ナシタル証言ニ反対スル効力ナシトセハ原院ハ何故ニ甲第一号証及乙第一号証ニ関スル郡長中摩速衛及ヒ郡書記青木直固ノ証言ヲ情況証拠ニ依リ排斥セラレタルヤ一方ニ於テハ情況証拠ハ宣誓上ノ証言ニ対抗スルコトヲ得スト云ヒ又一方ニ於テハ対抗スルコトヲ得ルモノ、如クセラレタルハ自家撞着ニシテ法則ヲ不当ニ適用シ且裁判ニ理由ヲ付セサルモノナリト云ニアリ然レトモ個ハ言ヲ情況云々ニ托シテ原裁判ノ証拠取捨ヲ非難スルモノナレハ以テ上告ノ理由トスルニ足ラサルモノトス如何トナレハ郡役所カ疑団者ヲシテ疑団ヲ霽サシムルノ必要アルニ際シ注意スヘキ事柄ト新聞紙ニ記載セシ事柄ト同一ニ論スヘカラサルコトハ

識者ヲ俟タスシテ知リ得ヘキ事柄ナレハナリ

同第十点ハ上告人ハ原院カ受托裁判所ヲシテ訊問セシメタル証人ノ証言中刈谷治太郎外三人ノ証言ハ信ヲ措クニ足ラサルモノニシテ又之ヲ以テ各証言ノ全班ヲ窺フニ足ルト論シタルニ原院ハ單ニ上告人ノ異論セシ部分ノミヲ採用シ之ヲ以テ証言ノ全班ニ及ホシタル部分ニ対シ説明ヲモ與ヘラレサリシハ証拠ノ適用ヲ誤リ裁判ニ理由ヲ付セサルモノナリト云ニアリ多数ノ証言中一二信ヲ措クニ足ラサルモノアレハトテ之力為メ他ノ總体ニ対シテモ同一ナリト云カ如キハ固ヨリ採ルニ足ラサル論述ナリ原院カ之ニ対スル説明ヲ興ヘサリシハ必要ト認メサルニ依ルモノナレハ決テ裁判ニ理由ヲ付セス等ノ非難ヲ受クヘキモノニアラストス

同第十一点ハ原判決ハ被選人ノ得点及合計上ノ数ニ違算アリヤ否ヤヲ以テ其選挙明細書ヲ信認シ得ヘキトノ断定ナレハ乙第一号証及郡役所ヨリ取寄ノ選挙明細書ハ其ノ数符号スルカ故ニ之ヲ信認シ甲第一号証ヲ排斥セサルヲ得ス又該選挙明細書ハ衆議院議員選挙法第三十四条乃至第三十七条第四十六条乃至第四十九条ノ規定アルニ不拘其成立疑団ヲ免レストノ判定ナレハ其刑事上ノ罪辟ハ如何ニ成立シテ選挙長選挙委員其他何人カ之ヲ構成セシヤヲ説明セサルヘカラスト云ニアリ然レトモ乙第一号証ハ原院ノ確信セサル選挙明細書ヨリ出タルモノナレハ之ヲ信用セサルハ当然ナリ其刑事云々ノ事ハ前第七項ノ説明ニヨリ了得スヘキニ付別ニ弁明セス

同第十二点ハ選挙会閉場後ニ其選挙明細書草案ヲ誤写セシハ何人ノ粗忽ナリヤ謄写人ノ責タル論スル迄モナシ且其誤写アリシ為メニ當時郡役所ハ錯雜混乱セリト云フハ如何ナル理由ソ数歩ヲ譲リ當時選挙場ニ錯雜混乱アリトスルモ其故ニ既ニ閉場セル選挙会裡ノ選挙明細書ハ不確実即チ偽造ナリト云フハ法則ヲ不法ニ適用シタルモノナリト云ニアリ然レトモ上告人ハ原院審理中謄写人ノ責任タルヘシ等ノ論述ヲ為シタルコト之レナキノミナラス違算等ノケ

所ニ付箋ヲ以テ訂正シタルニ淨書人力付箋ノ訂正ニ因ラス原稿ニ因リタル云々ノ郡長証書ヲ憑拠トシテ防禦ヲ試ミタルモ之ヲ排斥セラレタル以上ハ今更右等ノ事柄ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス其他ノ論告ハ總テ事實認定ノ理由ニ付原裁判官ト意見ヲ異ニスルニ過サルモノニ付本院ノ採用スヘキ限ニアラストス

同第十三点ハ原判決ハ衆議院議員選挙法第五十五条第五十六条ハ選挙明細書ニ疑団アル場合其投票ニ比照スル必要アルニ外ナラストセラレタルモ右両条ハ共ニ投票保存ノ期限ニシテ選挙明細書カ正実カ將夕不正カノ照合ニアラサルコト其条文讀テ字ノ如クナリ原院ハ該条文ヲ誤解シタリト云ニアレトモ右法条ノ必要ハ實ニ原院説明ノ通りナルヲ以テ上告ハ其理由ナシトス

同第十四点ハ原判決理由中「今ヤ甲乙各一号証ニ比照シ以下数十行ノ文詞ヲ指摘シ之ヲ攻撃スルニアリテ其第一ノ論述ハ前第一点ノ論旨ヲ詳述スルニ過サルニ付今之ヲ掲ケス其第二ハ選挙明細書ハ不確実ニシテ採ルニ足ラス投票ハ紛失シテ痕跡ナシト云ハ、明治廿五年二月二十九日ノ高知県第二区衆議院議員選挙会ハ多数當選者ノ何人タルヲ知リ難キニ非スヤ然ルヲ原院ハ其不確実トスル選挙明細書ニヨリ之ヲ少數彼ヲ多數トス其不法ナルコト識者ヲ要セス殊ニ選挙法第五十七条ニハ一個ノ明細書ヲ作り選挙点検ニ關ル事項ヲ記載シ選挙長選挙委員共ニ署名スヘキコトヲ命スルモノニシテ二個ノ選挙明細書ニ二様ノ事實ヲ記載スヘキコトヲ命セス然ルニ原院カ甲第一号証ニテハ斯々乙第一号証ニテハ斯々ナリト甲乙各一号証ヲ俱ニ採容シテ高知県第二区ニ限リ二個ノ明細成立スルカ如クシタルハ違法ナリト云ニアリ然レトモ原裁判ハ投票紛失セシニヨリ甲第三号乃至第六十一号証ト各証人ノ証言トニヨリ被上告人等ノ得点数ヲ定メ以テ甲乙第一号証ニ記載スル投票者ノ数ニ比較シ原被孰レカ多數ナルヤヲ定メタルニアリ而シテ其乙第一号証ニ記載スル投票者ノ数ヲモ掲ケタル所以ハ既ニ前第一項ニ於テ説明セシ通リナレハ本区ニ限リニ

個ノ明細書アリトシタルニ非サルハ勿論結局甲第一号証ノ記事ヲ以テ事実ナリトシ郡役所ヨリ取寄タル選挙明細書ナルモノハ誤謬アリトノ精神ナルコト推テ知リ得ヘキニ付此申立モ亦上告ノ理由トルニ足ラストス
同第十五点ノ前段ハ被上告人等カ上告人等ノ当選ヲ無効ナリトル一定ノ申立ニ付二個ノ主張アリ一ハ明治二十五年二月ノ高知県第二区衆議院議員選挙会ハ法式ニ適セス其選挙無効ナリトノコトニハ縱シ選挙ハ有効トルモ片岡直温安岡雄吉ハ少数ニシテ片岡健吉林有造ハ多数ナリトノコトナリ此二主張ハ枘鑿相容レサルモノニテ第一ノ主張ヲ採容セラル、トキハ選挙会ハ全体無効トナルカ故ニ法律上多数ヲ得タル當選人アル可ラサル理ニテ第二主張ハ同時ニ消滅スヘシ原院ハ第一ノ主張ニ対シ何等ノ裁判ヲ為サ、ルハ不法ナリト云ニアレトモ詞訟入カ一ツノ請求ヲ為スニ当リ其理由トシテ各独立ナル二個ノ主張ヲ為シタル場合其二個ヲ採ルト二個中ノ一ヲ採ルトハ事実裁判官ノ自由トル所ナレハ之カ為メ原判決ヲ不法トル理由ナシ又後段ハ呪々数百言ノ多キニ涉ルモ要ハ被上告人等ノ請求スル所ハ单ニ他ノ當選ヲ無効ナリトルニ止リテ併セテ自己ノ當選ヲ有効ニセントノ意思ハ含有セサリシニ原判決主文ニ上告人等ノ當選ハ無効ナリト掲ケナカラ其理由ニ於テハ被上告人等當選ノ有効ナリヤ迄併セ判シタルカ如クナルハ請求以外ニ出テ不法ナリト云ニアリ然レトモ原判決ハ被上告人等一定ノ申立ニ基キ上告人等ノ當選無効ナリト判シタルニ止マリテ他ノ當選如何ニ及ハサルコトハ其主文ハ勿論理由ニ於テモ曾テ右等ノ主旨ヲ指示セサルニテ明了ナルヲ以テ本論告モ亦上告ノ理由トルニ足ラサルモノトス
同第十六点ハ乙第一号証ハ選挙明細書ト略ホ相肖タルモノナリト雖トモ已ニ一個ノ証拠トシテ提出セル以上ハ之ヲ排斥スルニ当テ相当ノ理由ヲ付セサル可ラサルニ原院カ選挙明細書ノミヲ説明シテ乙第一号証ニ対シ何等ノ説明ナク之ヲ排斥シタルハ判決ニ理由ヲ付セサルモノナリト云ニアレトモ乙第一号証ノ根元タル選挙明細書ニ対シ相当ノ

排斥アル以上ハ別ニ之ニ対スル説明ナシトモ不法トスヘキ限ニアラス
同第十七点ハ郡役所ト選挙会トハ同一ノモノニアラサルニ原院カ郡役所ノ錯雜アリト云ヲ以テ選挙会ニ於テ選挙長
ノ調製シ選挙委員等ノ認印シタル選挙明細書ヲ確実ニ出テタルモノニアラスト推定シタルハ判決ニ理由ヲ付セサル
モノナリト云ニアリ然レトモ郡役所ハ選挙会ヲ行フタル会場ナレハ同所ノ混雜ハ即チ会場ノ混雜ト同一ニ付之カ為
メ原裁判ヲ不法トスル理由ナキモノトス

同第十八点ハ結局前第五点ト同シク又同第十九点ハ前第六点ト同シキ旨趣ヲ再説スルモノニ付其旨趣及説明トモ之
ヲ略ス

右ノ理由ニ付本上告ハ棄却スルヲ相当ナリトス

大審院第二民事部

裁判長判事　名　村　泰　藏

判事　高　木　勤

増　戸　武　平

谷　津　春　三

小　杉　直　吉

児　玉　淳　一　郎

柳　田　直　平